

岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (介護従事者の確保に関する事業分) 交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、岡山県地域医療介護総合確保基金及び令和5年度介護保険事業費補助金(介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業)を活用して行う介護従事者の確保に関する事業のうち、補助金を交付する事業(事業のうち一部を補助する場合を含む。)について、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知)及び岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、次の事業を対象とし、交付対象者、事業の内容及び補助金の額等については、別に定める。

- 一 介護人材確保対策連携強化事業(協議会設置等)
- 二 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業
- 三 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業
- 四 若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業
- 五 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業
- 六 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業
- 七 介護未経験者に対する研修支援事業
- 八 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業
- 九 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業
- 十 各種研修に係る代替要員の確保対策事業
- 十一 潜在介護福祉士の再就業促進事業
- 十二 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業
- 十三 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業
- 十四 権利擁護人材育成事業
- 十五 介護予防の推進に資するOT, PT, ST指導者育成事業
- 十六 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業
- 十七 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業
- 十八 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業
- 十九 介護福祉士修学資金等貸付事業
- 二十 外国人介護人材研修支援事業

二十一 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (補助金の交付)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び別に定める添付書類を、別に指定する日までに知事に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、これを行うことができない。

- 一 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- 二 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- 三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付の条件）

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 この補助金の交付を受け事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）の補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類及び調書を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- 二 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

- 三 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させことがある。

四 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

五 取得財産等で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外のもの場合は30万円以上）の機械及び器具について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、取得財産処分承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

六 知事の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。

七 その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第5条 補助事業者が規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の日の翌日から起算して30日を経過する日までとする。

（変更承認申請等）

第6条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、事業の内容の変更等をしようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）及び別に定める添付書類により、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第10条の規定による軽易な変更については次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 20%を超えない対象経費又は補助金の減額を行う場合
- 二 補助の目的及び内容に影響を及ぼさない場合

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後1か月以内（第6条により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は当該年度末のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）及び別に定める添付書類を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に

適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年 **8.65%** の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助事業者は、規則第15条の規定による補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができるものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月25日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月15日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月28日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月21日から施行し、令和5年11月29日から適用する。